

岡山市中心部における旭川水辺空間再生に向けた戦略会議 (略称：旭川水辺再生戦略会議) 規約

第1条 (趣旨)

この規約は、「岡山市中心部における旭川水辺空間再生に向けた戦略会議（略称：旭川水辺再生戦略会議）（以下「戦略会議」という。）」の設置について必要な事項を定める。

第2条 (目的)

旭川の水辺の利活用や岡山後樂園、岡山城周辺を中心としたまちづくり、それらと連携した旭川全体にわたる川づくり等について意見交換を行い、今後の河川整備やまちづくりに資する旭川水辺の再生戦略を検討することを目的として設置する。

第3条 (組織等)

戦略会議は、関係行政機関及び関係団体等からなる委員により組織する。

- 2 戦略会議は、別表で掲げる委員で構成する。
- 3 戦略会議において必要が認められた場合、委員の追加ができる。

第4条 (会議)

戦略会議は、岡山市長が招集する。

- 2 戦略会議は、年1～2回の開催を予定する。
- 3 戦略会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 (事務局)

戦略会議の事務局は、国土交通省岡山河川事務所、岡山市に置く。

- 2 事務局は、戦略会議運営に係る庶務を処理する。

第6条 (規約の改正)

本規約の改正は、委員の同意を得て行うものとする。

第7条 (雑則)

この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項については、戦略会議で定める。

(附則)

この規約は平成27年5月28日から施行する。

(別表)

岡山市中心部における旭川水辺空間再生に向けた戦略会議
(略称：旭川水辺再生戦略会議)

委員名簿

岡山市長	大森 雅夫
岡山商工会議所 会頭	岡崎 彬
岡山大学地域総合研究センター長	荒木 勝
岡山県土木部長	三村 富士男
国土交通省岡山河川事務所 所長	藤兼 雅和

順不同・敬称略